

露出吹付けアスベスト等は、原則として除去する必要がある。

吹付けアスベスト等とは吹付けアスベスト、アスベストを含有した(0.1%以上)吹付けロックウール、湿式吹付けロックウールをいう。

囲い込みや封じ込めは、次の課題があることから、露出吹付けアスベスト等は原則として除去する必要がある。

ア 囲い込みは、吹付けアスベスト等が劣化すると、囲い込み内部に脱落し、点検口等から飛散する可能性がある。

イ 封じ込めは、劣化により脱落の可能性があることや損傷を受ける可能性のある箇所には適さない。

ウ 吹付けアスベスト等が残存するため、改修工事等により露出する可能性がある。

除去が困難な場合は、囲い込み又は封じ込めを行う必要がある。

露出吹付けアスベスト等は、可能な限り除去すべきであるが、施工場所、使用状況等により除去が困難な場合には、囲い込みや封じ込めの対策を行うこと。

対策後は、飛散がないよう維持管理すること。

設備の移設等により密封していたアスベストが露出してしまわないよう、使用箇所にアスベスト使用を明示するとともに、対策履歴を記録し、確実に継承すること。

除去等の対策〔(1)(2)〕が直ちに行えず、暫定的な対策を行った場合には、室内の空気環境濃度を定期的に測定し、1本/Lを超えた場合は、除去等の対策を行うこと。

既存建屋の石綿含有吹付材の処理工法比較

工法	コスト	付随処理等	施工後の処置等
除去	高い	代替工事が必要の場合がある	石綿が無い為、処置なし
封じ込め	除去の 70～80% 解体時に 除去費用	劣化が進んでいると施工できない 損傷を受ける可能性がある場合適さない	年1度ほどの環境測定・目視による状況検査 解体時の除去工事 破損箇所がある場合速やかに補修する。
囲い込み	使用部材 による 解体時に 除去費用	室内が狭くなる 貫通する周辺処理(ダクト・配管等)	年1度ほどの環境測定・目視による状況検査 解体時の除去工事

封じ込め・囲い込みを施工した場合の管理台帳(見本) 3年間保存

吹付けアスベスト等管理台帳兼記録票(記入例)

施設名		施設所在地		施設所有者		施設層出者		点検計画等	点検周期		点検内容		
東京〇〇ビル		△△K〇〇1-1-1		記入例		管理担当者(電話)			機械室:1回/6ヶ月 倉庫:1回/6ヶ月(16年10月より1回/1年) 居室:1回/1ヶ月(15年7月より点検なし)	目視による点検及び アスベスト繊維濃度測定			
施設の用途		構造	延べ床面積	建築年月	施設東 側当番	△△ (03-AAAA-BBBB)		調査 診断	機械室	倉庫	居室	備考欄	
事務所		鉄骨	〇〇〇〇m ²	昭和39年3月					15年 4月2日	良	良	良	法改正に より届出
場所		1階 機械室	地下2階 倉庫	7階 居室					15年 5月1日	—	—	良	
調査機関 (種類、含有率等)		〇〇〇〇〇センター		同左	同左				15年 6月2日	—	—	不具 数値あり	損傷部分 補修
調査日		15年4月2日	15年4月2日	15年4月2日					15年 7月15日	—	—	損傷のため 除去	除去完了
完成図書による確認		済	済	済					15年 10月2日	良	良		
アスベストの有無		あり	あり	あり					16年 4月1日	良	良		
使用部位		天井	壁	天井					16年 10月7日	良	不良 損傷あり		封じ込め 作業開始
使用面積		〇〇〇.〇m ²	〇〇〇.〇m ²	〇〇〇.〇m ²					16年 10月9日	—	封じ込め 作業完了		作業完了 濃度測定
種類等		アスベスト、岩綿 (クリソタイル)	アスベスト、岩綿 (クリソタイル)	アスベスト、岩綿 (クリソタイル)					17年 4月8日	良	—		
※含有率		アスベスト5%	アスベスト5%	アスベスト3.0%				17年 10月3日	良	良		濃度測定	
表面状態(目視)		損傷なし	損傷あり	損傷あり									
※アスベスト 繊維濃度		△本/L	△本/L	△本/L									
判定結果		D	C	A									
工法		封じ込め		除去									
工事完了年月日		15年10月9日		15年7月15日									
工事施工業者		〇〇〇〇〇		〇〇〇〇〇									
その他工事記録		施工後の繊維数濃度 〇本/L		施工後の繊維数濃度 〇本/L									
備考		点検による管理		点検による管理									

(注) 判定結果は、「吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針」の第4(2)による判定結果を記入する。 ※については、分析や測定を実施した場合のみ記入する。

環境測定は、所管の省庁により1～10箇所位の測定を実施しなくてはならない。
管理台帳の提出を求める行政もある。